

広報きさらづ制作業務委託 受託候補者選定審査会設置要領

1 趣旨

この要領は、広報きさらづ制作業務委託受託候補者選定審査会（以下「選定審査会」という。）の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

2 設置

広報きさらづ制作業務委託受託候補者（以下「受託候補者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定するため、選定審査会を設置する。

3 審査事項

選定審査会は、次の各号に掲げる事項を審査するものとする。

- (1) 提案内容の評価及び受託候補者の選定
- (2) その他公募型プロポーザル方式を実施する上での必要な事項
- (3) 受託候補者の選定は、書類審査及び企画提案者のプレゼンテーションの審査により決定するものとする。

4 組織

- (1) 選定審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長は、企画部次長をもって充て、選定審査会を代表し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、市民部次長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員

- (1) 選定審査会は、別表に掲げる者をもって組織する。

6 会議

- (1) 選定審査会は、委員長が招集する。
- (2) 選定審査会の議長は委員長をもって充てる。
- (3) 選定審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

8 庶務

選定審査会の庶務は、市長公室シティプロモーション課において処理する。

9 秘密の保持

委員は、審査内容の秘密を保持しなければならない。その職を退いた後も同様とする。

10 その他

この要領で定めるもののほか、選定審査会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月4日から施行し、受託候補者と当該委託にかかる契約を締結した日の翌日にその効力を失う。

別表(第6関係)

委員長

1 企画部次長

副委員長

2 市民部次長

委員

3 健康こども部次長

4 福祉部次長

5 環境部次長

6 経済部次長

7 教育部次長(教育部文化課長事務取扱い)

8 市長公室次長

以上のほか、委員長が必要とする場合は、別途、指名する者